

# 松川町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和5年4月

## 1. 目 標

松川町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、松川町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

## 2. 策定内容

位置付け	耐震改修促進計画（第Ⅱ・Ⅲ期）の別紙に位置付ける。
緊急耐震重点区域	町内全域
対象建築物	緊急耐震重点区域内に存するすべての住宅※（賃貸共同住宅を含む。） ※建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に新築工事に着手した建築物に限る。
計画期間	令和3年度から令和7年度までとする。 ただし、社会経済状況や関連計画の改定、本アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しなどを行う。

## 3. 取組内容・目標・実績

計画	令和5年度 取組内容	令和5年度 目標
	<b>【財政的支援】</b> (1) 住宅の耐震診断費に対する補助を実施。 (2) 住宅の耐震設計費から耐震改修費に対する一部補助を実施。	住宅の耐震診断戸数 10 戸 住宅の耐震改修工事戸数 5 戸
		<b>前年度までの実績</b>
	<b>【普及啓発等】</b> (1) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 ダイレクトメールによる住宅所有者に働きかける。 (2) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 ・耐震診断結果報告時にパンフレットの配布・説明等により耐震改修を促進。 ・耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対して、通知による耐震改修促進を実施。	令和4年度 住宅の耐震診断戸数 10 戸 住宅の耐震改修工事戸数 4 戸
		令和3年度 住宅の耐震診断戸数 6 戸 住宅の耐震改修工事戸数 5 戸
		令和2年度 住宅の耐震診断戸数 10 戸 住宅の耐震改修工事戸数 2 戸
		令和元年度 住宅の耐震診断戸数 9 戸 住宅の耐震改修工事戸数 6 戸

自己評価	前年度（令和4年度）の取組実績	本年度（令和5年度）の課題
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨戸訪問の実施</li> <li>・ 昭和56年以前建築物所有者（100件）へ耐震補強工事を促すダイレクトメールを送付。</li> <li>・ 相談体制の整備</li> <li>・ 町HP・町広報誌、有線放送による周知</li> <li>・ パネルの展示</li> </ul>	耐震診断と耐震改修工事の件数は例年並みであった。耐震診断から耐震改修へ繋がるように周知する必要がある。
		改善策
		住宅所有者への周知を引き続き行うほか、耐震診断実施者への働きかけを強化する。